

その他産業環境対策に関する取組状況

令和2年2月19日
産業技術環境局
環境管理推進室

<目次>

- 1. 水質環境規制関係 P.2
- 2. 土壌汚染対策関係 P.8
- 3. PCB廃棄物の適正な処理関係 P.12
- 4. 公害防止管理者制度関係 P.19
- (参考) 公害防止財政投融资及び税制 P.24

1. 水質環境規制関係

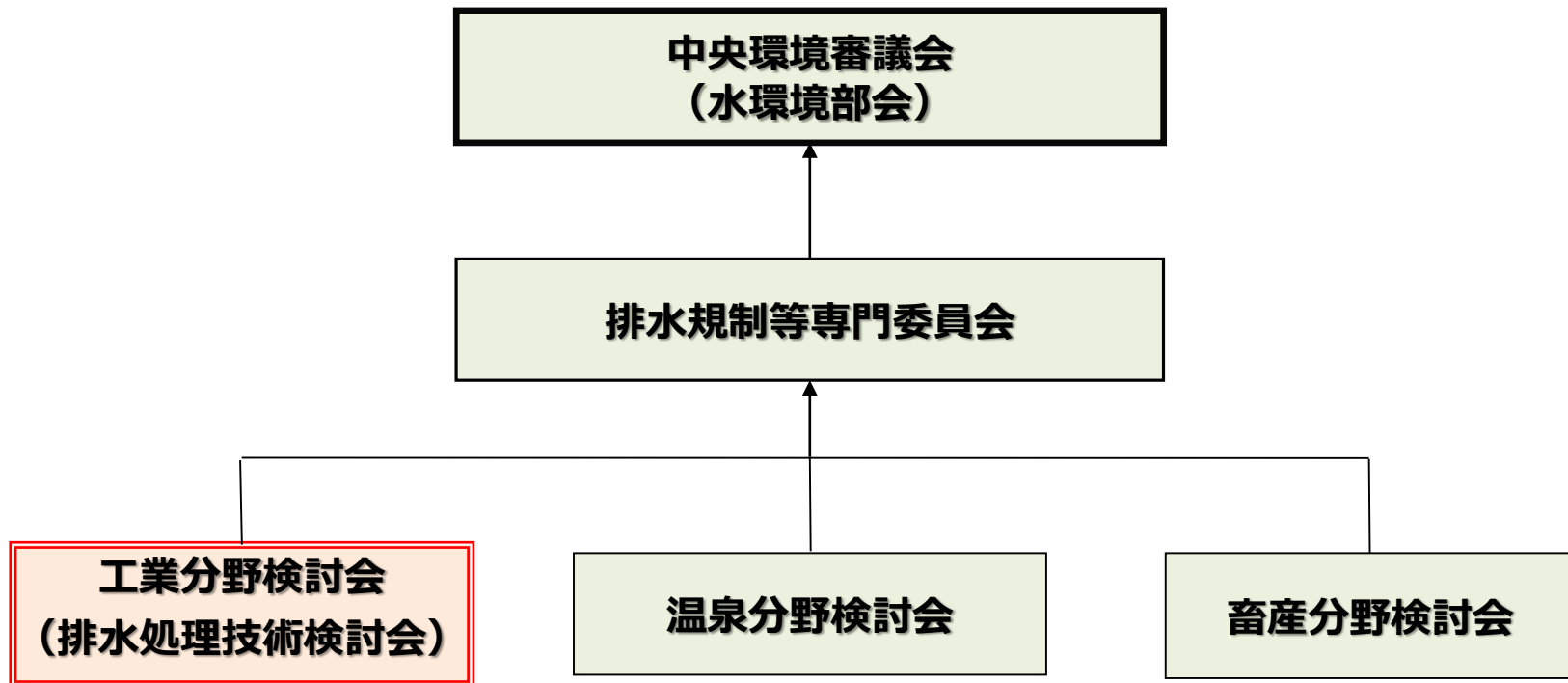
1-1. 水質環境基準等の最近の動向

- 六価クロム化合物について、厚労省は水道水基準を0.05mg/L→0.02mg/Lに強化し、令和2年4月1日から適用することとした。
- ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオクタン酸(PFOA)等の有機フッ素化合物については、近年、各国・各機関において目標値の設定に関する動きがあり、我が国でも厚労省及び環境省が実態把握調査を行い、目標値の設定に向け検討がなされている。
- 瀬戸内海環境保全特措法及び基本計画がH27年に変更されて以降、施行後5年ごとの見直しに向け、瀬戸内海における栄養塩類の管理のための方策について、令和元年度中にとりまとめられる予定。
- 平成28年3月に水質環境基準（生活環境保全項目）として底層溶存酸素量（底層DO）が設定され、対策が必要な水域ごとの類型指定に向けて現在検討が行われている。
- 水質総量削減については、平成28年度に基本方針を策定し、現在第8次を実施中。5年ごとに見直すこととされており、今後、第9次に向けた検討がなされる予定。

1-2. 暫定排水基準の見直し①

- 水質汚濁防止法の排水基準を達成することが困難な業種については、期限を定めた上で、同基準より緩やかな暫定排水基準が設定されている。
- 経済産業省では、工業分野におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等^(※)及び1,4-ジオキサンについて状況の確認と技術的アドバイスを行うための専門委員会を実施している。

【工業分野検討会の位置づけ】



※ 硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

1-2. 暫定排水基準の見直し②

- ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等(※)については、令和元年7月に見直され、3年間（～令和4年6月30日）延長された。
- カドミウムについては令和元年12月に見直され、2年間（～令和3年11月30日）延長された。
- 今後直近では、1,4-ジオキサンが令和3年5月24日に適用期限を迎える。

【暫定排水基準の適用期間】

項目名	期限	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R		
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	
ほう素	R4.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年								
ふっ素	R4.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年								
硝酸性窒素等	R4.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年								
1,4-ジオキサン	R3.5.24											3年		3年		3年									
カドミウム	R3.11.30													5年			2年								
													3年												
全窒素	R5.9.30	5年		5年				5年				5年				5年									
全亜鉛	R3.12.10					5年				5年				5年											

※ 硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(環境省公表資料を基に作成)



1-3. 暫定排水基準を巡る動き①

- 令和元年7月以降、うわ薬製造業が一律排水基準へ移行し、対象（経産省所管）は8業種に減少。
- 貴金属製造・再生業においてもほう素については一律排水基準へ移行が決まり、硝酸性窒素等の基準値の見直しも行われた。
- 今後も基準達成に向けた対策を進めていく。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準値 (mg/L)

業種	制限等	期間	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
うわ薬製造業	うわ薬瓦製造の用に供するもの ほうろううわ薬製造業	R1.7.1 ～ R4.6.30	140 → 一律 40 → 一律	12 → 一律	
ほうろう鉄器製造業			40	12	
金属鋳業			100		
電気めっき業	日排水量50m3未満		30	40	
	日排水量50m3以上			15	
貴金属製造・再生業			40 → 一律		2900 → 2800
酸化コバルト製造業					160 → 120
ジルコウム化合物製造業					700 → 600
トリブデン化合物製造業					1500 → 1400
バナジウム化合物製造業				1650	

(参考) 一律排水基準 : ほう素:10mg/L、ふっ素:8mg/L、
硝酸性窒素等:100mg/L

 暫定排水基準 変更なし
 暫定排水基準 変更あり

1-3. 暫定排水基準を巡る動き②

- 工業分野におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等については、一律排水基準が設定された平成13年以降、検討を行ってきたが、基準の達成には下記のような課題が挙げられる。
- 今年度も引き続き基準達成に向け、排出削減への取組状況の把握、技術的な助言等を行い、さらに硝酸性窒素等の合理的な排水処理技術及び負荷低減手法の探索を含めたフォローアップ検討会を実施。

※一律排水基準の達成に向けた今後の課題

- ①排水が自然由来(主にほう素)、あるいは原料由来(主に硝酸性窒素)であるため、排水中の成分や組成量のコントロールが難しい
- ②原料や薬剤の代替ができない
 - ・原料(特に廃棄物)から有用成分を回収する際、硝酸による溶解が必須である
- ③合理的(持続可能)な処理技術、回収技術が確立されていない
 - ・処理水量、処理施設の設置場所、産廃の受け入れ等に制限がある
 - ・不純物の混在や、金属イオンの錯体化により、通常の処理は適用できない
 - ・回収技術があっても、安定的な稼働ができない(金属化合物等の析出により閉塞、運転停止)
- ④不純物の混入等により、回収物の品質が悪く、再利用ができない
 - ・回収したアンモニアを社内で製造過程に再利用すると、商品品質の仕様が満足できない
 - ・純度が低いため、社外への販路が限定される

2. 土壤汚染対策関係

2-1. 土壤汚染対策の最近の動向①（土壤汚染対策法の改正）

- 土壤汚染対策法（土対法）は平成21年4月の法改正後の施行状況を踏まえた見直しが行われ、平成29年5月に改正法が公布された（平成31年4月1日全面施行）。
- 改正に対応した土壤汚染対策法ガイドラインは平成31年3月に公開（環境省）。
- 改正法には、調査一時免除中の土地の形質変更時の土壤汚染状況調査、臨海部の工業専用地域など一定の要件を満たす区域における特例制度の創設、自然由来基準不適合土壤の有効活用等が盛り込まれた。

<土壤汚染対策法の改正法の概要>

※環境省資料より一部追記

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（規制強化）

法第3条1項で調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為等を除く）には、予め届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

【省令】900m²未満の土地の形質変更等を届出の対象外の行為として規定。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等（規制強化）

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更令等を行うこととする。

【省令】土地の所有者等が提出する汚染の除去等の計画の記載事項等を規定。

3. リスクに応じた規制の合理化（規制緩和）

① 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。

【省令】要件として、臨海部の工業専用地域であること等を規定。

② 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、地質等が同じ自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

【省令】要件として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定。

2-1. 土壌汚染対策の最近の動向②（基準値等改正）

- 環境省では、「土壌汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（平成25年10月）を受け、土壌環境基準並びに土対法に定める特定有害物質及び土壌溶出基準等の見直しに係る検討が進められている。
- この結果、1,2-ジクロロエチレンについては、平成30年6月の第3次答申を踏まえ、平成30年9月に土壌環境基準及び土壌汚染対策法施行令の見直し（＝トランス体の追加）が行われ、平成31年4月1日に施行された。（シス-1,2ジクロロエチレン⇒1,2-ジクロロエチレン）
- カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについては、環境省において見直しが行われている。

（中央環境審議会 土壌農薬部会（第36回）資料より一部改編）

	水道水質基準 (mg/L)	水環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	土壌汚染対策法			
					土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1以下 (H21.4)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H26.3)	0.02→0.1以下 (H26.8)	1以下 (H26.8)	—	施行済
1,4-ジオキサン	0.05以下 (H16.4)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H29.4)	—*	—*	—	
クロロエチレン	—	—	0.002以下 (H21.11)	0.002以下 (H29.4)	0.002以下 (H29.4)	0.02以下 (H29.4)	—	
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.4(シス体のみ) →0.4以下	—	H31.4.1 施行済
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003以下 (H22.4)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01以下 →0.003(予定)	0.01以下 →0.003(予定)	0.3以下 →0.09(予定)	150以下 →45(予定)	検討中
トリクロロエチレン	0.03→0.01以下 (H23.4)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03以下 →0.01(予定)	0.03以下 →0.01(予定)	0.3以下 →0.1(予定)	—	

※令和2年1月 第4次答申より

2-2. 土壤汚染対策及び土地の有効活用の促進に向けた調査

- 土対法における汚染除去等の措置には盛土、舗装、不溶化等があるが、実際には比較的高コストの掘削除去が行われるケースが多く、事業者の過大なコスト負担は土地の有効利用を行う上で障壁となり得るため、土地の利用形態に応じたリスク管理型の対策を促すことが重要。
- 上記の問題意識の下、平成29年度、平成30年度に調査を行い、リスク管理型の事例を中心に「事業者の土地の利活用のための土壤汚染対策ガイド」を作成し、周知活動を行うとともに当省ホームページで公表している。
- 今年度は、改正法の全面施行を受け『改正法及びリスクに応じた土壤汚染対策』をテーマに、事業者向け説明会を実施した。
- また、改正土壤汚染対策法が事業者に与える実影響について調査を実施中。

【令和元年度】事業者向け説明会 全6会場：令和元年12月～令和2年1月

開催日（実施日）	受講者数（人）
札幌（12/11）	79
大阪（12/18）	178
岡山（1/8）	75
名古屋（1/9）	147
東京（1/15）	191
福岡（1/22）	80
合計	750



（写真：12/18 大阪会場）

3. PCB廃棄物の適正な処理関係

3-1. PCB廃棄物の処理体制

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、昭和40年代まで絶縁性能の良さから、主に電気機器の絶縁油（変圧器、コンデンサー等）として使用。
- 毒性を有する化学物質。カネミ油症事件以降、昭和47年に国内での生産・輸入を禁止。
- **高濃度**PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、5か所の事業エリアごとに、処分期間が設定されている。
- 令和3年3月31日には、大阪事業エリアの**高濃度**PCB機器（変圧器・コンデンサー）及び北九州・大阪・豊田事業エリアの**高濃度**安定器及び汚染物等の処分期間が到来する。

高濃度PCB廃棄物（例）



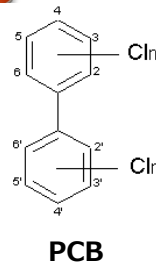
高圧変圧器



高圧コンデンサ



安定器
(業務用・施設用蛍光灯)



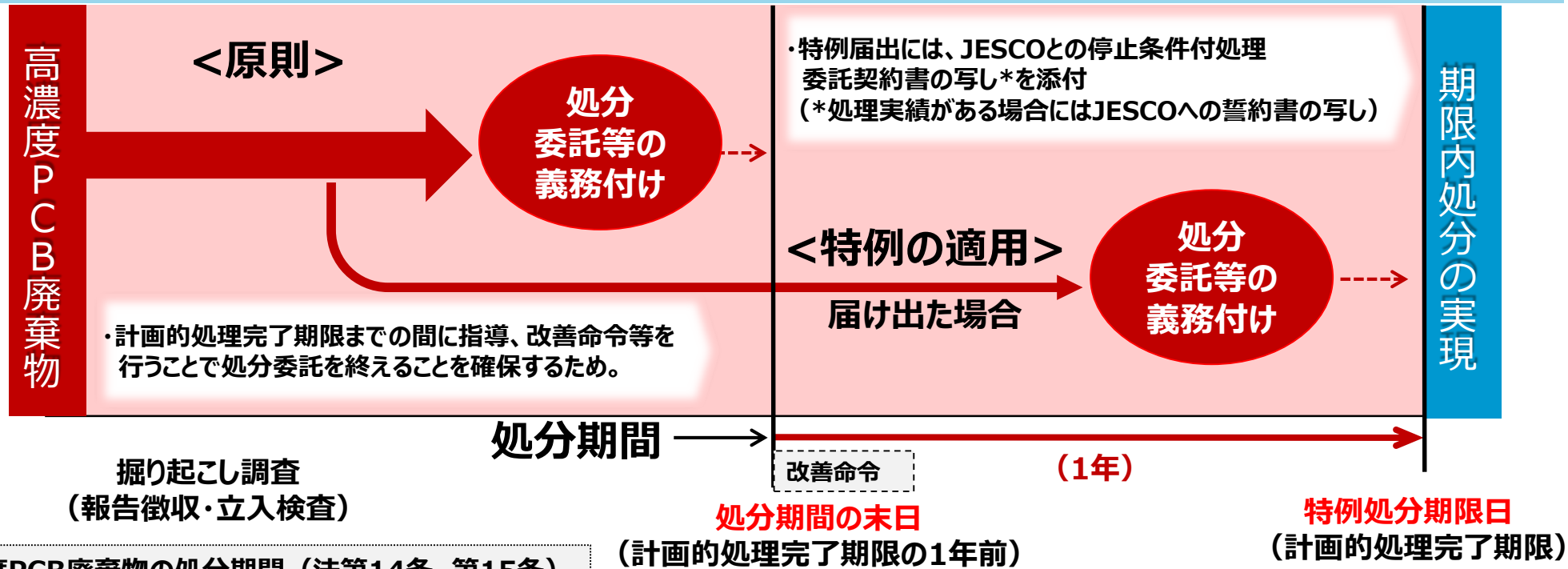
廃棄物	定義	処分
高濃度 PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBを使用した電気機器廃棄物 (PCB濃度が0.5% (= 5,000ppm) を超えるもの) 	<p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO: 5事業所)</p>
低濃度 PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・微量PCB汚染廃電気機器等：非意図的にPCBが混入した廃棄物 ・低濃度PCB含有廃棄物：PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物 	<p>無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設</p>



出典：環境省資料を一部加工、環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」抜粋

3-2. PCB特措法による高濃度PCB廃棄物に係る規制

- 原則：所有事業者は、高濃度PCB廃棄物について、処分期間内（＝計画的処理完了期限の1年前まで）に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。
- 特例：特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者については、特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までに処分を委託しなければならない。
- 届出：全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、都道府県知事に届け出なければならない。



低濃度PCB廃棄物の処分期間（法第14条、第15条）
：令和9年3月末

3-3. PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況

高濃度PCB廃棄物 JESCO処理状況(平成31年3月末時点の処理の進捗率)

北九州事業エリア

変圧器類 100%【処理完了】
 コンデンサー類 100%【処理完了】
 安定器・汚染物等 63%

大阪事業エリア

変圧器類 95%
 コンデンサー類 94%

北海道事業エリア

変圧器類 86%
 コンデンサー類 90%
 安定器・汚染物等 57%

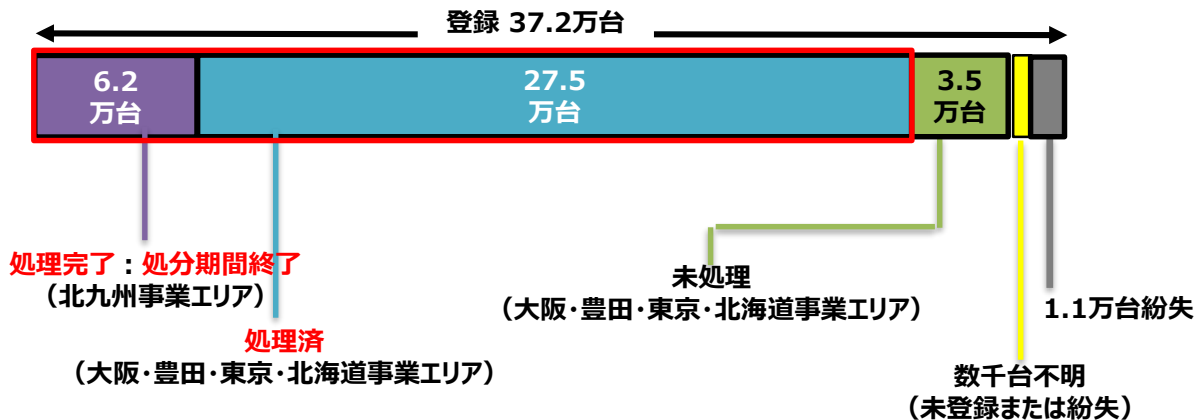
東京事業エリア

変圧器類 92%
 コンデンサー類 81%

豊田事業エリア

変圧器類 90%
 コンデンサー類 91%

● 高圧変圧器・コンデンサー等 ●



出典：第27回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

低濃度PCB廃棄物 処理促進の取組状況 ～微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会～

◆ 新たな処理方策検討WG「抜油後の容器等：分別リサイクル」

- 金属リサイクルルートにおいて、抜油後の容器等(鉄系部材)を製鋼用電気炉等にて高温で溶融することで、一定濃度以下のPCBの無害化処理が可能であると実証された。
- 制度化に向け、環境省において関係する省令・告示、ガイドライン等の改正作業中。

◆ 課電自然循環洗浄WG「使用中の微量PCB含有電気機器の使用中段階からの対策」

- 「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」
(H27年3月制定、H29年3月改正)
- 対象機器・PCB上限濃度の要件拡大に向け検討中。
※参考(現在の対象要件)：絶縁油量2000L以上、PCB濃度 5 mg/kg以下

【課電自然循環洗浄法 実績】

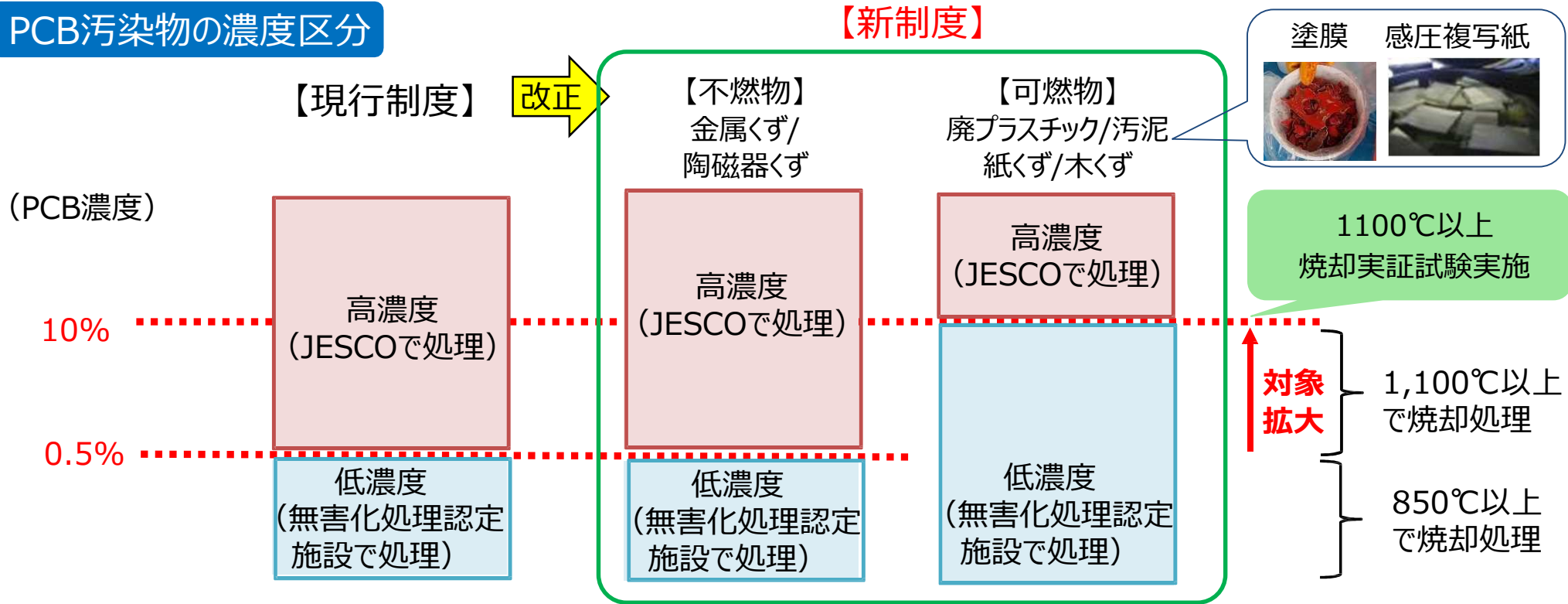
年度	H27	H28	H29	H30
実績件数 (届出日基準)	10	24	31	36

出典：第27回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

3-4. 令和元年度制度改正（無害化認定施設の処理対象拡大）

- 近年の掘り起こし調査等により、PCBを含む塗膜や感圧複写紙、汚泥が新たに大量に発覚。
- 環境省は処理体制の構築のため、無害化処理施設(環境大臣認定)の処理対象を拡大。
 = 可燃性PCB汚染物に限り、低濃度上限を0.5%→10%に引き上げ

PCB汚染物の濃度区分



改正する主な法令等

- PCB廃棄物処理基本計画(閣議決定)
- PCB廃棄物特別措置法 施行規則(環境省令)
- その他、関係法令(環境省令、告示)

スケジュール

- R1.12 基本計画の閣議決定、改正法令の公布・施行
- R2.1～3 無害化処理認定の申請・認定手続
- R2.4～ 無害化処理認定施設での処理開始(予定)

3-5. PCB廃棄物の適正な処理推進に関する説明会(令和元年度)

- 経済産業省、環境省は、JESCOの処理期限が迫っていることを踏まえ、PCB廃棄物の適正な処理促進を呼びかけるための事業者向け説明会を全国で開催。
- 安定器の適正処理(仕分け等)についての議題を設け、PCB廃棄物の発見・処分事例も昨年に引き続き紹介。
- 周知拡大を図るため、『環境管理』((一社)産業環境管理協会 機関誌)、日刊工業新聞及び日経産業新聞へ広告を掲載し、開催案内チラシ・ポスター・メールマガジンを送付。

講演内容

- (1)PCB廃棄物の処理(PCB特別措置法)について：環境省 廃棄物規制課
 - (2)PCB含有電気工作物(電気事業法)について：経済産業省 電力安全課
 - (3)安定器の適正処理について：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
 - (4)高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて：中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ※(配布資料) 課電自然循環洗浄法について+事務局：経済産業省 環境管理推進室

会場 (10)	大阪①	東京①	札幌
	仙台	名古屋	高松
	広島	福岡	
	大阪②	東京②	
時期	令和元年11月～令和2年1月		

令和元年度
PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会

古い工場やビルがをお持ちの皆様へ!

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認・処分方法、ご存じですか?
 ●古い変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器には、PCBが含まれている可能性があります!
 ●PCB含有品(廃棄物)の処分には期限が設定されており、この処分期限を過ぎると罰則を受け、処分できなくなるおそれがあります。
 ●PCB廃棄物の適正な処理促進に向けた、国の施策の最新動向についてご説明します。
 ●処分にお悩みの方のために個別相談会も実施しますので、ぜひお越しください。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

説明会開催

主催：環境省・経済産業省
 実施：環境事務所(株式会社オーエムシー)

詳細及び申し込み444Pをご覧ください
<https://www.omo.co.jp/pcb2019/index.html>

説明会広報

- **チラシ・ポスター・メールマガジン送付 計258件**
- 都道府県(47) ・政令市等(79) ・経済産業局・独法等(13)
- 産業保安監督部(10) ・商工会議所連合会(47)
- 商工会連合会(47) ・関係団体(15)※

- **広告掲載**
- 『環境管理』9・10月号 (一社)産業環境管理協会機関誌
- 日刊工業新聞 (9/20)
- 日経産業新聞 (10/18)

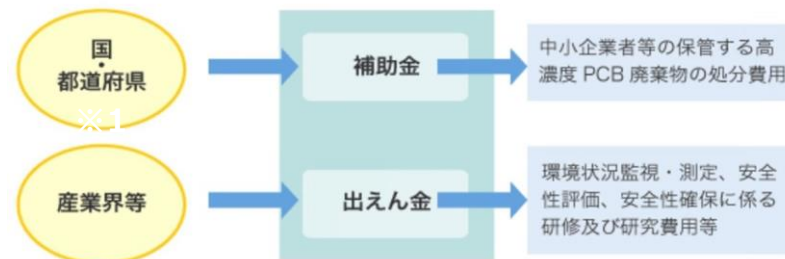
- ※・日本商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会
- 卸商業団地協同組合連合会・電気保安協会・日本電設工業協会
- 電気管理技術者協会連合会・ビルメンテナンス協会
- 電気工事業工業組合連合会・電機商業組合連合会
- 電設資材卸業協同組合・産業環境管理協会
- 日本PCB全量廃棄促進協会・日本照明工業会・日本電機工業会

3-6. 中小企業者等の負担軽減措置（助成・融資制度）

◆助成制度：中小企業等処理費用軽減制度（処理費用の70%を軽減）

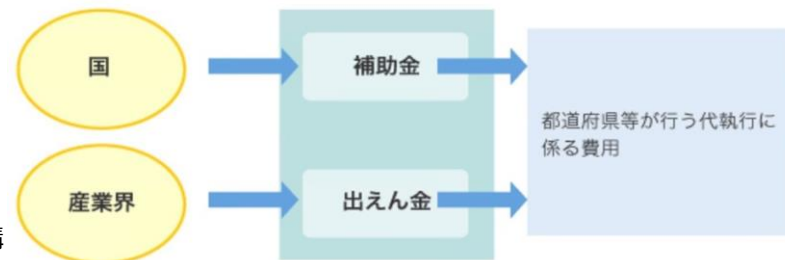
- 助成対象：中小事業者等の**高濃度PCB廃棄物の処分費用**
高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出する

PCB 廃棄物処理基金（軽減・振興事業）



- 助成率：**中小企業者等については処分料金の70%を軽減**
特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%を軽減**

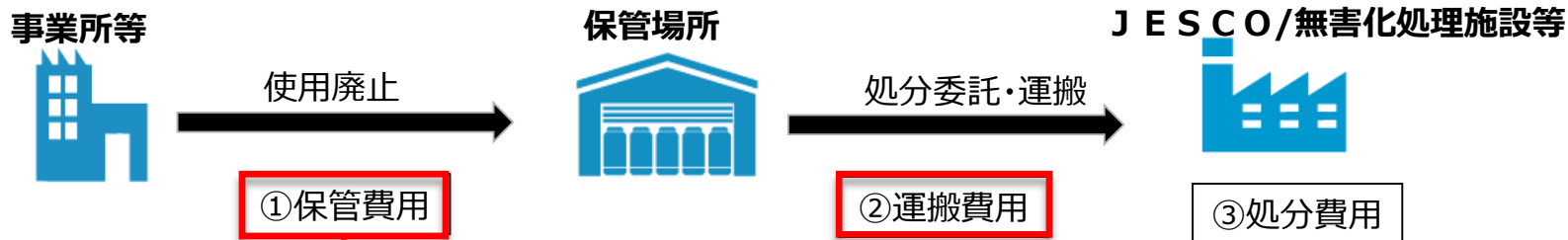
PCB 廃棄物処理基金（代執行支援事業）



※出典：(独)環境再生保全機構

◆低利融資制度：日本政策金融公庫における貸付制度（H29年4月運用開始）

- 制度対象：自ら保有する**高濃度PCB廃棄物**及び**低濃度PCB廃棄物**を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：上記、PCB廃棄物処理の運転資金(①保管費-②運搬費-③処分委託費)※



中小企業等処理費用軽減制度の対象外費用にも利用可

4. 公害防止管理者制度関係

4-1. 公害防止管理者制度とは

- 公害防止管理者制度※とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、大気汚染防止法等の各種公害規制法により規制される特定施設を設置している工場に対し、公害防止管理者等の選任による公害防止組織の整備と都道府県等への届出を義務付けることで、産業公害を防止することを目的とした制度。
- 当該制度により工場内における公害防止管理体制が整備され、責任の明確化、規律の維持、対外窓口の明確化、従業員の技能・知識の向上に寄与することから、各種公害規制法とともに、公害の防止に貢献する重要な制度。

特定工場における公害防止組織

公害防止統括者

工場長
事業所長

- ・工場の公害防止業務を統括管理
- ・工場における環境管理方針の策定・浸透等
- ・データ改ざんや隠ぺい防止の仕組みの構築

公害防止主任
管理者（資格要）

環境管理
担当部課長

- ・公害防止統括者の補佐
- ・公害防止管理者の指揮
- ・地方自治体とのコミュニケーションの実施 等

公害防止管理者
（資格要）

環境管理担当
の課長、補佐

- ・工場の公害防止の技術的業務の管理
- ・設備の点検、排出データの測定、記録、監視等
- ・従業員等への環境教育の実施 等

対象業種： 製造業、電気・ガス・熱供給業

特定工場区分： 大気、水質、騒音、振動、粉じん、特定粉じん、ダイオキシン類

※工場内に設置している施設により区分

資格制度

公害防止管理者及び公害防止主任管理者に必要な国家資格は、①国家試験への合格、②資格認定講習の修了のいずれかで取得可能。

<①国家試験（令和元年度実績）>

合格者（率）：6,189人（26.3%）

※1 令和元年度国家試験は、令和元年10月に全国9都市16会場で実施。

<②資格認定講習（平成30年度実績）>

修了者（率）：2,216人（69.7%）

※2 平成30年度資格認定講習は全国9都市で実施。令和元年度は全国9都市で実施。

4-2. 公害防止管理者制度に関する動きについて

- 公害防止管理者制度は、第4回産業環境対策小委員会（平成28年3月）でレビューが行われ、「その重要性は変わらず、現状の制度を維持する」と評価されたところ。
- 他方、国家試験は受験者の減少等により赤字が継続していたため、国家試験の安定的な運営・公害防止管理者制度の維持のため、平成30年5月に試験手数料を改定。
- 資格認定講習についてはこれまで、(一社)産業環境管理協会、(一社)日本砕石協会の2機関で実施されていたところ、(一社)東京都金属プレス工業会が、平成30年11月に認定講習機関として新たに追加。

【試験手数料の推移】

試験区分	～平成10年	平成11年 ～平成29年	平成30年～
公害防止主任管理者 公害防止管理者（以下に掲げる区分） ➤ 大気（第一種・第三種） ➤ 水質（第一種・第三種） ➤ ダイオキシン類	8,700円	6,800円	8,700円
公害防止管理者（以下に掲げる区分） ➤ 大気（第二種・第四種） ➤ 水質（第二種・第四種） ➤ 騒音・振動 ➤ 特定粉じん、一般粉じん	8,200円	6,400円	8,200円

【認定講習機関】

講習実施機関	講習区分
(一社)産業環境管理協会	全区分
(一社)日本砕石協会	一般粉じん
(一社)東京都金属プレス工業会	騒音・振動

4-3. 公害防止管理者制度の海外への普及（ベトナム）2018～

- これまでも**アジア諸国（タイ、インドネシア、中国）**に対して、制度普及(図1)。
- ベトナムでは近年工業化が進展。これに伴い環境問題(大気・水質汚染等)が顕著に。政府は環境規制を導入しているが、企業側で環境汚染防止に関する知識や管理体制が不十分であるため、制定された環境規制等が順守されていない状況。
- 企業内の環境管理体制の設置を義務付ける**我が国の公害防止管理者制度をベトナムに導入し、工場等における環境管理者の能力向上を図り、規制の実効性の確保を目指す。**
(日本の環境関係装置の輸出促進、日系企業のビジネス環境整備にもつながる。)
- 昨年度より支援を再開。今年度も**専門家派遣（4回）、水質技術マニュアル作成、現地研修、訪日研修等**により、**ベトナム版公害防止管理者制度の法的枠組みの構築支援、公害防止管理者養成のための人材育成支援を実施。**（2011～2013年にも類似支援）

図1. 公害防止管理者制度の海外移転の事例



2019年度事業（参考）

○訪日研修

（2020年2月5日～2月7日）

参加者：ベトナム政府関係者、
ベトナム商工会議所

内 容：公害防止管理者制度
の講義、工場視察 等



訪日研修（2020年2月；経産省）

○現地セミナー（2020年3月実施予定）

参加者：政府関係者、事業者 等

内 容：制度・技術マニュアル紹介、制度導入に向けた意見交換

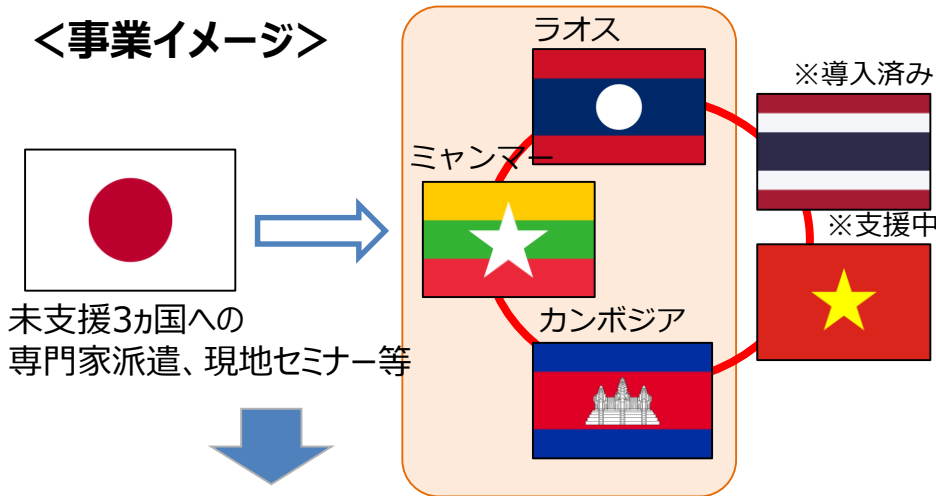
○専門家派遣（4回）

・法制度設計支援 ・技術協力（マニュアル作成） 他

4-4. 公害防止管理者制度の海外への普及（メコン各国）2019～

- ベトナムのみならずメコン各国については工業化の進展に伴い、大気・水質汚染、廃棄物処理問題が顕在化する可能性があることから、2018年度後半より、各国の環境規制等に関する調査及び現地での意見交換を開始。各国環境汚染及び対策の必要性に対する高い問題意識を有していることを確認。
- 本年度は本調査結果を踏まえ、特にミャンマーにおいて、公害防止管理者制度の普及に向け、詳細調査やワークショップ、現地セミナー、訪日研修等を実施。
（カンボジア、ラオス両国においては、合同訪日研修を実施）

<事業イメージ>



- 現地政府の環境人材育成（規制の実効性確保）
- 現地法人・従業員の環境意識の改善

- 各国版公害防止管理者制度の確立
- **メコン地域全体での公害防止体制の構築**

<2019年度の取り組み>



産業公害克服のカギとして、

- ①法規制、
 - ②環境技術導入、
 - ③環境設備への投資促進に加え
 - ④**環境人材育成**
- が重要とし、**公害防止管理者制度**の利点等を現地政府及び事業者で紹介



(参考)
公害防止に係る財政投融资及び税制

(参考) 株式会社日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金

- 中小事業者が、大気汚染防止・アスベスト対策、水質汚濁防止等の公害防止施設の設備導入を行う際の設備導入等資金や、PCB廃棄物の処分委託費等に対する融資制度

	貸付限度額※1		貸付期間※1	貸付利率		適用期間
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業※2	国民生活事業	
大気汚染関連	7億2,000万円 (2億5,000万円) 以内	/	20年 (7年) 以内	特別利率③	/	令和2 年度末
水質汚濁関連				特別利率②		
アスベスト対策関連		7,200万円 (4,800万円) 以内		特別利率②	特別利率 B	
PCB廃棄物対策関連				特別利率③※3 基準利率	特別利率 C ※3 基準利率	
産業廃棄物・3R関連				特別利率② 特別利率③	特別利率 B 特別利率 C	
土壌汚染対策関連				基準利率、 特別利率③	基準利率、 特別利率 C	

※1 括弧内は運転資金の場合

※2 中小企業事業において、特別利率限度額（4億円）を超える部分については、基準利率

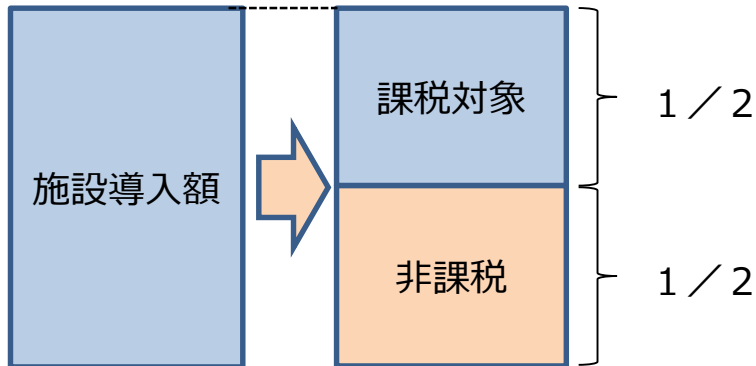
※3 P C B 廃棄物対策関連の利率は、高濃度 P C B 廃棄物については特別利率③（特別利率 C）、その他は基準利率

(参考) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

- 汚水・廃液処理施設への設備投資に対して、固定資産税の課税標準を減ずるもの

対象施設	特例率	適用期限
汚水又は廃液処理施設 地方税法附則第15条第2項第1号)	1 / 2 を参酌して 1 / 3 ~ 2 / 3 の範囲内 において市町村の条例で定める割合	令和2年度末

(特例率が 1 / 2 とされた場合)



(汚水・廃液処理施設の例)

